

「受益証券等の直接募集等に関する規則」等の
一部改正等に関する意見募集の結果について

平成 29 年 6 月 8 日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人 1 社、1 件

No	ご意見等	本会の考え方
【受益証券等の直接募集等に関する規則】		
第 14 条第 2 項		
1	遡って変更を届け出る必要があるか(氏名の変更届出は 6/8 以降に氏名変更が発生した場合でよいか)	<p>遡及してご提出していただく必要はありません。</p> <p>本件は、会員からのご質問（旧姓・通称名の使用、ミドルネームの省略、姓の変更等の届出・記載方法等）や様式変更についてのご要望に基づいて改正しました。</p> <p>現状は、戸籍上の氏名で受理させていただいておりますが、施行日以降については、注記を入れていただくことにより、本会内でも詳細を把握（同一人であることの確認）できるものと考えます。</p>

貴重なご意見をいただきありがとうございました。